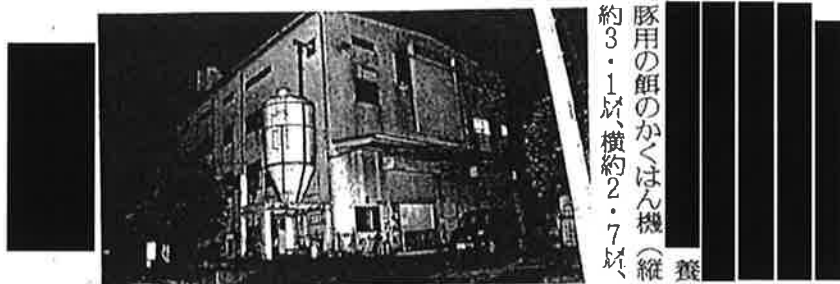


【新聞記事】



かくはん機に落ち死亡

救助の重体

高さ約3.7mの中に落下した。搬送先の病院で約2時間後に死亡。助けようとした男性作業員もかくはん機内で倒れ、病院に搬送されたが、意識不明の重体となっている。

当時一人で、2階の工場のかくはん機の容器のボルトを外す作業をしていた。男性従業員は1階の事務所におり、が落下したことに気づいてかくはん機の中に助けに入ったという。かくはん機の中に食材は入っていたが機械は動いておらず、目立った外傷はなかった。警が詳しい原因を調べている。

※事故発生場所や時期等を特定されないよう黒塗りを施しています。

機械設備・有害物質の種類（起因物）	開口部
災害の種類（事故の型）	墜落・転落
被害者数	死亡者数：1人（20代） 休業者数：1人（40代）

【同類事故防止対策】

- ・施設への転落等防止措置
- ・作業工程及び安全措置の標準化
- ・施設への立入・点検時の安全措置
- ・事故等異常発生時の対応の基準化
- ・管理者との連絡措置の基準化
- ・事故防止に関する作業員の教育・訓練

【新聞記事】

収集車回転板に巻き込まれ死亡

場内で、

上半身を

収集車の回転板に巻き込まれた。駆け付けた救急隊員が心肺停止と判断、

死亡が確認された。

同署によると、

同僚の男性2人と車のごみ搬入口付近を清掃中だった。回転板に挟まっていてごみを取り除く際に、同僚の1人が回転板を作動させたとみられる。

巻き込まれたのに気付いた同僚が119番した。同署は適切に作業を行っていたかなど、原因を調べている。

※事故発生場所や時期等を特定されないことがないように黒塗りを施しています。

機械設備・有害物質の種類（起因物）	動力運搬機（収集車）
災害の種類（事故の型）	はさまれ、巻き込まれ
被害者数	死亡者数：1人

【同類事故防止対策】

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より

- ・絡まったごみを撤去する場合は、電源を切り機械を止めて作業を行う
- ・危険源の近くには手が届く範囲に非常停止スイッチを備える
- ・作業者に対し、回転板の作動開始前に周囲の安全を確認するよう教育する
- ・作業に係る危険性、労働災害防止の方法等についての安全衛生教育を行う

【新聞記事】

■廃棄物集積所で作業の女性、重機にひかれ死亡

後退してきた油圧ショベルにひかれ、死亡した。原因を調べている。

廃棄物集積所で作業をしていた

※事故発生場所や時期等を特定されないことがないように黒塗りを施しています。

機械設備・有害物質の種類（起因物）	掘削用機械（油圧ショベル）
災害の種類（事故の型）	はさまれ、巻き込まれ
被害者数	死亡者数：1人

【同類事故防止対策】

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より

- ① 重機と作業者が接触するおそれのある箇所には、立入禁止区域を設ける
- ② 誘導者を配置してその者に機械を誘導させる
- ③ 重機の運転者に対し、運転開始前に周囲の安全を確認するように教育する
- ④ 運行経路、立入禁止措置、誘導者の配置、合図等の作業方法に関する作業計画を策定し、関係者に周知徹底する

【新聞記事】

重機にひかれ作業員死亡  
 廃棄物処理業  
 の産業廃棄物中間処理場で「男性作業員が重機にひかれた」などと119番通報があった。  
 別の作業員が運転する重機の車体に足などをひかれ、搬送先の病院で死亡した。事故当時、  
 は屋外の作業場で複数人で廃棄物の仕分けを行っていたという。同署が労災死亡事故として調べている。

※事故発生場所や時期等を特定されないよう黒塗りを施しています。

機械設備・有害物質の種類（起因物）	重機（バックホウ）
災害の種類（事故の型）	はさまれ、巻き込まれ
被害者数	死亡者数：1人（70代）

【同類事故防止対策】

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より

- ① 重機と作業員が接触するおそれのある箇所には、立入禁止区域を設ける
- ② 誘導者を配置してその者に機械を誘導させる
- ③ 重機の運転者に対し、運転開始前に周囲の安全を確認するように教育する
- ④ 運行経路、立入禁止措置、誘導者の配置、合図等の作業方法に関する作業計画を策定し、関係者に周知徹底する

全産連労災発生情報 No.202008-1 「ダンプカーが処理場内の作業用の穴に転落し、運転席部分が近くにあったショベルカーと衝突」

【新聞記事】

●ダンプカーが転落し運転手死亡  
 業廃棄物中間処理施設で、約5畳下の作業場に荷台の汚泥を下ろす作業をしていたダンプカーが作業場に転落。作業場の近くに止めてあったショベルカーと衝突し、ダンプカーを運転していた間もなく死亡した。  
 ダンプカーは停止した状態で、荷台を上げて作業していた。

※事故発生場所や時期等を特定されないよう黒塗りを施しています。

機械設備・有害物質の種類（起因物）	トラック
災害の種類（事故の型）	墜落・転落
被害者数	死亡者数：1人

【同類事故防止対策】

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より

① 運行経路などについて作業計画を定めること

あらかじめ運行経路、作業方法等について作業計画を定め、関係作業者に周知するとともに、計画に基づいた作業を確実に行わせる。

② 車両の転倒・転落防止の措置を行うこと

車両の転倒および転落を防止するため、運行経路については必要な幅員を確保する、ガードレール等を設置する、荷台後ろの扉のロック解除の確認を徹底する、誘導者を配置することなどの措置を講ずる。

③ 安全管理体制を整備すること

労働災害の危険が多い場所は、作業責任者の配置などの安全管理体制を整備するとともに、作業開始前の綿密な打ち合わせを実施する。重機の運転者に対し、運転開始前に周囲の安全を確認するように教育する。

④ 運転者などの能力向上教育を実施すること

運転者などについては、一定の周期で能力向上教育を実施し、過信などによる運転操作を行わないよう教育訓練する。

【新聞記事】

労働災害事故で男性死亡  
 産業廃棄物中  
 間処理業  
 設で、同社従業員  
 の施  
 が破砕機に挟まれ、死  
 亡しているのを別の従業員  
 が見つけた。  
 屋外に置かれた破砕機  
 前の足場から、木製の板を  
 投げ入れる作業をしてい  
 た。破砕機は成人男性が入  
 れるほどの大きさだった。  
 警が詳しい状況や事故原因  
 を調べている。

※事故発生場所や時期等を特定されないことがないように黒塗りを施しています。

機械設備・有害物質の種類（起因物）	動力運搬機（破砕機）
災害の種類（事故の型）	はさまれ、巻き込まれ
被害者数	死亡者数：1人

【同類事故防止対策】

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より

- ・回転部に巻き込まれるおそれが想定される箇所には、覆い、囲い、あるいは巻き込み防止ブロック等を設けること。
- ・危険源の近くには手が届く範囲に非常停止スイッチを備える
- ・機械の掃除等の作業を行う際、作業者に危険を及ぼすおそれがある場合は、機械の運転を停止させ、電源ロックを励行すること。
- ・設計時、設備導入時等に、導入設備における作業（非定常作業を含む）に係るリスクアセスメントを実施し、潜在的危険有害性を把握し、その除去低減対策を講じること。
- ・回転部に巻き込まれるおそれのある箇所に近寄らないよう、作業者に徹底させること。
- ・事業場で定めた「安全に係るルール（安全5項目：回転部には近づかない、点検補修時には電源ロックを行う、補修時は3人以上で作業を行う、報・連・相の徹底等）」が確実に履行されるよう、対応時の体制の明確化、電源ロック実施作業に係るチェックリストの作成等、労働災害防止の方法等についての安全衛生教育を行い、安全管理体制の整備を図ること。

【新聞記事】

■作業車から転落、男性死亡  
 業車両の荷台から、  
 頭を強く打ち、搬送先の病院で  
 死亡した。  
 両は除草作業の移動中で4人が  
 乗車。  
 右カーブを曲  
 がる際に転落した。同署が原因  
 を調べている。

※事故発生場所や時期等を特定されないよう黒塗りを施しています。

機械設備・有害物質の種類（起因物）	作業車両
災害の種類（事故の型）	墜落・転落
被害者数	死亡者数：1人

【同類事故防止対策】

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より

- ① 原則としてトラックの荷台には作業者を乗車させないこと。別途作業者の移動のため自動車等を使用する。
- ② 道路交通法の適用のない場所において、作業車両の荷台に作業者を乗車させて走行させる必要がある場合は、車両の動揺により、作業者が転落する恐れのない箇所に乗車させること。なお、荷台にあおりのないトラックの荷台には、作業者を乗車させてはならない。  
また、道路交通法の適用される道路においては、積載している貨物を看守するための最少限度の人員を除き、荷台へ乗車させてはならないこととされているので、留意のこと。
- ③ 作業車両の荷台に作業者を乗車させて走行させる場合には、発進させる前に、荷台に乗車させた作業者の状態(乗車箇所、姿勢等)の安全を確認し、当該作業者に対して発進の合図を行ってから、車両を発進させること。

